

## V 協会が実施する重点事項

### 1 労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展開

建設業における自主的労働災害防止活動の推進と安全衛生意識の普及定着を図るため、各種の安全衛生運動・活動の推進と広報・啓発活動を積極的に展開する。

- (1) 「建設業労働災害防止規程」の周知徹底  
「災防規程」は、建設業における法令を上回る自主的な規定であり、会員への周知を図ると共に、「災防規程」に定める事項の遵守及び労働災害防止活動を積極的に促進する。
- (2) 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」（以下、「第8次計画」という）と「建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「実施事項」という）の周知と各種運動の積極的な展開を図る。
  - ① 「第8次計画」及び「実施事項」の会員への周知を図るほか、「三大災害絶滅運動」、「安全施工サイクル運動」が効果的に実施される施策の展開
  - ② 全国安全週間、全国労働衛生週間、建設業年末年始労働災害防止強調期間、建設業年度末労働災害防止強調月間の各運動の実施要領の策定及びポスターや用品の作成・頒布等の展開
  - ③ 安全衛生意識の高揚・安全衛生情報・安全衛生管理ノウハウの共有を図るため、全国建設業労働災害防止大会及び各支部で労働災害防止大会の開催
- (3) 労働安全衛生関係情報・資料等の提供
  - ① 「協会ホームページ」、広報誌「建設の安全」、「建設業安全衛生早わかり」等を活用して、労働災害に関する災害統計・災害事例・各種安全衛生管理技法や職業性疾病に関する情報を、会員及び関係者に提供
  - ② 技能講習・特別教育用テキスト等の、安全衛生関係図書、DVD等の視聴覚教材、安全衛生保護具及び安全衛生用品の作成・頒布による、安全衛生意識の普及・定着
  - ③ 安全衛生図書の新規開発、内容の改訂、法改正や新たな新工法等に対応した教材等を作成するための委員会の開催
  - ④ 安全衛生用品について、業界のニーズや法改正等に合わせた新規開発や改良を行い、労働災害防止活動をより効果的かつ効率的に実施できる用品の充実
  - ⑤ 安全衛生図書等の監修・推薦及び顕彰基金による顕彰制度等の充実、活用を図り、労働災害防止に優れた安全衛生保護具の活用の促進

### 2 リスクアセスメントの普及・定着

国の指針に基づいた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着を図るため、次の活動を展開する。

- (1) リスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな中小建設事業場等への支援を行う。
- (2) リスクアセスメント普及のための教育教材を作成し、実施を促進する。
- (3) 店社を含めた管理監督者や職長等の業務や作業レベルに合わせたリスクアセスメント教育を効果的に実施する。
- (4) リスクアセスメントの結果に基づく効果的なリスク低減措置の確実な実施を支援する。

### 3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の普及

- (1) コスモスの導入・定着の推進
  - ① 中小規模の建設事業場がコスモスの導入を容易にできるように、コスモスの構築や実施への

助言・指導等の支援

- ② 中小規模の建設事業場のコスモス導入やシステム定着のため、労働者や協力会社に対するコスモスの教育や講演等による支援
- ③ 建設業を取り巻く環境の変化や ISO 規格との国際整合性を考慮した「NEW COHSMS」の周知
- ④ 中小規模の建設事業場のシステム構築が容易となるツールの開発による、コスモスの普及

## (2) コスモス認定の推進

- ① コスモス導入の必要性、コスモス認定取得のための関係書類の作成等について、これらの理解を深めるための説明会の開催及びコスモス認定の周知
- ② コスモス認定証を交付した建設事業場名等の協会ホームページ掲載及び当該認定事業場の周知
- ③ 建設工事の入札等において、コスモス認定証を取得した建設事業者の評価・加点ができるように、建設工事発注者に対して働きかけの実施

## 4 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

### (1) 墜落・転落災害防止対策

#### ① 様々な場所からの墜落・転落防止対策

足場からの墜落災害を減少させるため、引き続き「手すり先行工法に関するガイドライン」や「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」の普及定着を促進する。また、脚立・可搬式作業台・はしご・屋根等からの墜落防止対策について具体的な安全対策を検討する。

#### ② フルハーネス型墜落抑止用器具の普及

足場の組立て解体、鉄骨組立て等の高所での作業を行う場合以外の作業者についても、フルハーネス型墜落抑止用器具の有効性を周知すると共に、フルハーネス型の普及促進を図る。

#### ③ 墜落・転落災害防止に向けた啓発活動の推進

建設業においては、墜落・転落による労働災害が死亡者数・死傷者数共に毎年多数を占めることから、建設工事に従事する労働者の安全意識の感性を高めるため、「第8次計画」期間中の8月1日から9月10日までの期間に行う「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の周知啓発を図る。

### (2) 建設機械・クレーン等災害防止対策

新たに規制対象になった「コンクリート破砕機」等の解体用建設機械の安全対策を推進すると共に、作業により様々な使用方法で用いられる機械についての安全対策を検討する。

### (3) 斜面崩壊防止対策

「斜面掘削工事における土砂崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」に基づき、斜面の点検者教育を継続して斜面崩壊災害防止対策の周知徹底を図る。

### (4) 交通労働災害防止対策

増加傾向にある交通労働災害について、現場間の移動や業務上で自動車及び工事用車両等を運転する機会が多い建設業の特性を考慮したテキスト及び交通事故防止に向けたポスターの頒布等、交通安全について周知啓発を図る。

### (5) 石綿障害予防対策

建設物等の解体作業における石綿粉じんばく露防止及び石綿粉じん飛散防止のため、引き続き解体作業前の事前調査の実施等について徹底すると共に、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技

術上の指針（平成26年3月31日）」及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10版]」の策定について（平成29年4月3日基安化0403第1号）」の周知徹底を図る。

#### (6) 熱中症予防対策

熱中症を減少させるため、建設現場における WBGT 値の適切な測定個所や測定結果に基づく熱中症予防措置の検討、各企業で考案した予防対策並びに予防用具の紹介等を積極的に展開する。

## 5 安全衛生教育の推進

建設工事現場における労働災害を防止するため建設従事者に対する教育を積極的に推進すると共に、「現場管理者安全管理講習」、「職長・安全衛生責任者教育」等による管理監督者の養成及びレベルアップを図るための教育を推進する。

また、安全衛生意識と各種職業性疾病の知識を兼ね備えた人材の育成を図るため、各支部においては、建設従事者教育、リスクアセスメントに関する教育研修のほか、技能講習、特別教育並びに職長・安全衛生責任者教育、能力向上教育等を通じて、建設工事現場で指揮をする管理監督者等の養成を行う。

本部においては、支部や会員が行う教育研修の講師の養成や厚生労働大臣が定めた研修等を行う。さらに、技術者の確保を図るため、時代の要請に即した新たな講座の開発や教材の開発・提供に努める。

## 6 安全衛生調査研究活動の推進

建設業界のニーズを調査すると共に、協会の安全衛生に関する経験や技術・ノウハウ等を活用した調査研究を積極的に推進し、その成果を建設工事の災害防止及び心身の健康確保に関する各種安全施工指針、安全作業マニュアル及び安全衛生教育テキスト等に反映し、活用を図る。

## 7 安全衛生管理活動に対する指導・支援の推進

#### (1) 安全・衛生管理士による技術指導・支援活動の推進

会員事業場、各支部・分会等に対し、「防災規程」を踏まえた現場指導、安全衛生教育、技術指導・支援等の活動を積極的に実施する。

#### (2) 安全指導者による指導、支援活動の推進

会員の中から安全衛生の専門家である安全指導者を委嘱し、各支部・分会に配置して、会員に対して「防災規程」の周知を徹底すると共に、安全衛生パトロールを積極的に実施して労働災害の未然防止と安全衛生意識の高揚を図る。

#### (3) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進

建設業での労働災害を一層減少させるため、中小専門工事業者等を対象とした安全衛生パトロールや安全講話等を実施し、安全衛生水準向上のための指導・支援を行う。

## 8 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進

過重労働による健康障害防止やメンタルヘルス等の対策について、引き続き調査研究活動を進めると共に、専門機関等との必要な連携、連絡調整、情報入手等を行い、協会のホームページ等により会員に対する最新の情報提供を行う。

## 9 ずい道等建設労働者健康管理システムの構築・運用による健康確保の推進

所属する事業場が転々と変わらぬずい道等建設工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を進めるための「ずい道等建設労働者健康管理システム」を構築し、情報の蓄積を進めることにより、ずい道等建設工事に従事する労働者の健康確保対策の充実を図る。

## 10 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進

自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事の特徴をとらえ、安全衛生面での配慮すべき点を、過去の復旧・復興工事で発生した災害事例等を基に分析し、東日本大震災等における今後の工事の安全衛生対策に活かすと共に、新たな自然災害発生後の安全衛生対策にも活用する。

## 11 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進

2020年夏に開催される東京オリンピック・パラリンピックの関連施設工事は、首都圏を含め広範囲で急速に行われている。協会としては、関係官庁、団体等と協力し、労働災害防止のための各種教育の実施や安全衛生パトロール等の現場支援活動によって得られた経験を、今後の安全衛生活動のモデルとして活用する。

## 12 国際交流活動の推進

経済社会のグローバル化に伴い、安全衛生分野においても、諸外国との協調や連携を維持し、国際基準への理解と国際的視野に立った活動の推進が必要である。諸外国との国際協力を通じて、安全衛生情報の収集に努めると共に、会員に対する有益な情報の提供を図る。

## 13 関係機関等との連携の強化

労働災害防止対策は、施工業者のみでは解決できない事案も多いことから、発注機関や研究機関等との連携強化を図ることとする。

- (1) 国、県・市町村等の地方公共団体、道路・鉄道・電力・ガス等の公共的な企業等、発注機関との情報交換や連携を強化し、労働災害防止対策の徹底及び工法の改善等を図る。
- (2) 建設工事の発注者及び注文者による安全衛生への配慮を促進し、建設工事の安全衛生経費の確保、公共工事の入札において、会員の労働災害防止活動への取り組みやコスモス認定に対する評価制度の導入と拡大を図る。
- (3) 労働安全衛生に関する最新の研究開発及び技術情報の把握のため、高度な技術を有する（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所との情報交換を行い、建設現場での実用化に向けて連携を強化する。
- (4) 会員でない建設事業者による労働災害が多く発生していることを鑑み、これら建設事業者における労働災害防止活動の一層の促進を図ると共に、専門工事業者団体及び木造家屋建築工事関係団体等との連携強化を図り、これら団体及び関係企業の協会への加入を促進する。